

ホームシェアの制度設計に対する考え方

2016年12月8日
一般社団法人 新経済連盟

ホームシェア（民泊）の制度設計について、シェアリングエコノミーの健全な発展の観点から、以下のとおり要望する。

1 日数制限

- (1) 日数制限の導入に断固反対。
- (2) 仮に日数制限を導入する場合、事前に届け出た募集可能日以外の募集を認めない制度は、需要に対して柔軟にサービス提供するシェアリングエコノミーの本質を著しく損なうものであり反対。

2 条例による規制

- (1) 地域によってばらばらの規制が定められることはホームシェア普及の重大な妨げとなるため、可能な限り全国統一の基準とすべき。
- (2) 仮に条例による制限を認める場合でも、住環境保護を目的とした規制に限定すべき。特に、需給調整や旅館業との住み分けを目的とする規制はホームシェア市場の健全な発展や正常な競争を妨げる統制経済的規制であり認めるべきではない。

例えば、制限日数を条例で引き下げるのは、住環境保護ではなく需給調整等を目的とする規制と考えられるため、認められない（「法律の範囲内」ではない）ことを明確化すべき。

3 管理者の要件

シェアリングエコノミーは個人の柔軟な働き方の実現により一億総活躍に資するため、個人を含めた多様な主体がサービスに参入できるようにすべき。管理者の要件を過度に厳格なもの（例：事業者に限定、特定の業種に限定、実質的に特定の事業者しか参入できなくなる要件を設定）とすることに反対。

4 海外事業者への対応

無登録その他法令を遵守しない事業者として公表された事業者に対してホストが物件を掲載することを明確に違法とすべき。

以上